令和6年7月2日

青森県総合政策部統計分析課

**令和２年(2020年)基準 青森県鉱工業生産指数**

**基準改定の概要**

**１．改定の趣旨**

　　指数の基準時に関する統計基準(平成22年3月統計基準設定)により、「指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が 0 又は 5 である年とする」とされており、前回基準改定を実施した平成27年(2015年)から5年後の令和２年(2020年)を新たな基準年とし、業種、ウェイト及び採用品目の見直し等を行った。

**２．改定の主な内容**

(1) 基準時及びウェイト算定年次の変更

　　指数の基準時及びウェイト算定年次を、平成27年(2015年)から令和２年(2020年)に変更した。

指数値は、令和２年の平均を100.0 とした比率で示される。

(2) 業種分類の見直し

　　業種分類は、平成27年基準を踏襲している。

(3) 採用品目の見直し

　　採用品目は、青森県工業動態統計調査及び経済産業省生産動態統計から選定している。

その際、業種毎に代表性等のある品目選定を行うとともに、品目の統合・分割などの見直しを下表のとおり行った。

その結果、令和２年基準における指数採用品目は135品目となった。（内訳は、製造工業134、鉱業1）となり、平成27年基準と比較して８品目減少した。

表１　主な新規・廃止品目



(4) ウェイトの見直し

　業種別・品目別ウェイトは、「令和３年経済センサス－活動調査」における中分類産業別付加価値額をベースに按分して算定した。



**３．季節調整法について**

　　季節調整法は、平成27年基準と同様に、米国センサス局の X-12-ARIMAを用いた。

　　なお、季節調整の対象期間は平成28年から令和５年までの8年間(96ヵ月)としている。

**４．新基準への切り替え時期**

　　令和6年4月速報公表時に、令和２年基準への切替えを行う。また、平成30年1月以降について新基準による系列を作成し、公表する。

**５．指数の接続**

　　平成30年1月から3月の時点で旧基準との接続を行い、平成20年1月まで遡及した過去時系列(接続指数)を整備する。